

# 栄養士養成施設の指定、内容変更承認等について 1

平成30年4月版

区分	指 定	内 容 変 更 承 認
1 内 容	新規指定	① 学生若しくは生徒の定員 ② 同時に授業を行う学生若しくは生徒の数 ③ 修業年限 ④ 教育内容ごとの単位数若しくは履修方法*1 ※1 栄養士養成課程の必修科目（施行規則別表第1又は別表第2）の単位数、履修方法（i 講義又は演習、実習又は実験の授業形態、ii 必修・選択必修又は選択の別）及び科目名称の変更が該当（栄養士免許取得に係るため申請が必要。開講年次（時間割）、授業内容の変更については、申請の必要はない）。
2 根拠法令	法第2条第1項、令第10条 施行規則第8条	令第12条 施行規則第12条
3 手 続 き	① 所在地の都道府県知事に申請 ② 都道府県知事は必要な意見を付し厚生労働大臣に提出  【根拠法令】令第9条	① 所在地の都道府県知事に申請 ② 都道府県知事は必要な意見を付し厚生労働大臣に提出  【根拠法令】令第9条
4 提出期限	指定を受けようとする年度の前年度の9月30日まで	1の①、③は変更しようとする年度の前年度の9月30日まで 1の②、④は変更しようとする日の2ヶ月前まで
5 提出書類	(1) 施行規則第8条に規定する申請書 ・(養成施設の)名称、所在地 ・指定を受けようとする年度 ・設置者の氏名及び住所 (法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所) ・長の氏名及び住所 ・修業年限及び教育課程* (※授業概要(シラバス等)も含む) ・教員の氏名、職名、担当科目及び専任又は兼任の別 ・学生又は生徒の定員及び同時に授業を行う学生又は生徒の数 ・校地及び校舎の配置及び面積 ・校舎の各室の用途、構造及び面積 ・機械、器具、標本、模型及び図書の種類及び数 ・実習施設として利用しようとする施設の名称及び所在地 ・設置者の資産状況及び経営の方法 ・指定後二年間の財政計画及びこれに伴う収支予算  (2) 添付書類 ・設置者の履歴書(法人にあつては、定款、寄附行為又は条例) ・長の履歴書 ・教員の履歴書 ・校地及び校舎の配置図並びに校舎の平面図  (3) (1)、(2)を確認するために必要な書類 ・設置趣意書等 ・学則(教育内容及び履修方法が学則で確認できない場合は、履修規定等の書類も添付) ・教員(専・兼)の教育研究業績書 ・助手の履歴書 ・医師、管理栄養士の免許証の写し ・就任承諾書 ・校外実習施設の承諾書	(1) 申請書(記載事項) ○:学生の定員の変更承認申請書に記載する事項 ・(養成施設の)名称*2 ・(養成施設の)所在地 ・設置者の氏名(法人にあつては、設置者の名称) ・変更事項(1の①～④の該当事項) ・変更予定年月日 ・変更理由 ・変更内容(新旧対照表、授業概要等。具体的に記入) 特に、科目を削除する場合は、削除してもそれぞれの教育内容ごとの教育目標を修得できるかの説明を記載すること。 ○・変更前及び変更後における定員及び学級数 ○・変更後の教員の氏名、担当科目及び1週間当たり担当授業時間数並びに専任又は兼任の別 ○・変更後の建物及び設備の状況 I:栄養士養成施設が使用する専用及び共用の施設を示した平面図、各室の用途 II:給食実習室(実習食堂を備えるもの)に備えるべき備品の一覧 III:使用する建物・設備に変更がない旨(定員減・適宜) ・その他(変更内容の適用年次、在学生への適用など)  (2) (1)を確認するために必要な書類 ・学則(教育内容及び履修方法が学則で確認できない場合は、履修規定等の書類も添付) ○・時間割 ○・実習施設の受入承諾書(必要に応じて)  ※2 養成施設の名称変更を伴う内容変更承認申請については、現名称にて申請をする。 なお、名称変更があったときは、1ヶ月以内にその旨を届け出ること。

## 栄養士養成施設の指定、内容変更承認等について 2

平成30年4月版

区 分	変 更 の 届 出	員 数 の 届 出	廃 止 の 届 出
1 内 容	① (養成施設の) 名称及び所在地 ② 設置者の氏名及び住所、(法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所)	① 前年度卒業者の員数 ② 学生又は生徒の現在員数	廃止届出
2 根拠法令	令第14条 施行規則第13条	令第13条	令第15条
3 手 続 き	都道府県知事は必要な意見を付し厚生労働大臣に提出	都道府県知事は必要な意見を付し厚生労働大臣に提出	都道府県知事は必要な意見を付し厚生労働大臣に提出
4 提出期限	変更があった時から1月以内	7月末日まで	廃止後すみやかに
5 記載事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(養成施設の) 名称</li> <li>・設置者の氏名 (法人にあつては、設置者の名称)</li> <li>・変更事項 (1の①、②の該当事項)</li> <li>・変更時期</li> <li>・変更理由</li> <li>・変更内容 (新旧対照表等。具体的に記入)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(養成施設の) 名称</li> <li>・設置者の氏名 (法人にあつては、設置者の名称)</li> <li>・届出事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(養成施設の) 名称</li> <li>・設置者の氏名 (法人にあつては、設置者の名称)</li> <li>・廃止理由</li> <li>・廃止年月日</li> <li>・在学中の学生又は生徒の処置</li> </ul>

主務大臣規定：栄養士法施行令第19条第1項第1号 → 厚生労働大臣

権限の委任：栄養士法施行規則第20条の2第1項 → 厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する

法＝栄養士法 (昭和22年法律第245号)

令＝栄養士法施行令 (昭和28年政令第231号)

施行規則＝栄養士法施行規則 (昭和23年厚生省令第2号)

◎栄養士養成施設の指定等に関する権限は、地方厚生局(支)長に委任されているため、申請書及び届出の宛先は各地方厚生(支)局長宛とすること。

# 管理栄養士養成施設の指定、内容変更承認等について 1

平成30年4月版

区分	指 定	指 定	内 容 変 更 承 認
1 内 容	新規指定（学校）	新規指定（学校以外の施設）	① 学生若しくは生徒の定員 ② 同時に授業を行う学生若しくは生徒の数 ③ 修業年限 ④ 教育内容ごとの単位数若しくは履修方法 <sup>*1</sup> ※1 必修科目（学校：専門基礎分野＋専門分野、学校以外：基礎分野＋専門基礎分野＋専門分野）の単位数、履修方法（i 講義又は演習、実験又は実習の授業形態、ii 必修・選択必修又は選択の別）及び科目名称の変更が該当（管理栄養士国家試験受験資格、栄養士免許取得に係るため申請が必要。開講年次（時間割）、授業内容の変更については、申請の必要はない）。
2 根拠法令	法第5条の3第4号、令第11条 指定規則第3条	法第5条の3第4号、令第11条 施行規則第10条	令第12条 （学校）指定規則第4条、（学校以外の施設）施行規則第12条
3 手 続 き	① 所在地の都道府県知事に申請 ② 都道府県知事は必要な意見を付し厚生労働大臣に提出 （学校にあっては文部科学大臣へも提出） 【根拠法令】令第9条	① 所在地の都道府県知事に申請 ② 都道府県知事は必要な意見を付し厚生労働大臣に提出 【根拠法令】令第9条	① 所在地の都道府県知事に申請 ② 都道府県知事は必要な意見を付し厚生労働大臣に提出 （学校にあっては文部科学大臣へも提出） 【根拠法令】令第9条
4 提出期限	（事 前）申請の2ヶ月前（1月末）まで （正式申請）指定を受けようとする前々年度の3月31日まで	（事 前）申請の2ヶ月前（7月末）まで （正式申請）指定を受けようとする年度の前年度の9月30日まで	（事前：定員の変更申請のみ）申請の2ヶ月前（7月末）まで （正式申請）1の①、③は変更しようとする年度の前年度の9月30日まで 1の②、④は変更しようとする日の2ヶ月前まで
5 提出書類	(1) 指定規則第3条に規定する申請書 ・学校の名称 <sup>*1</sup> 及び所在地 （※1 養成施設の名称） ・設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 ・指定を受けようとする年度 ・学生の定員及び同時に授業を行う学生の数 ・修業年限及び教育課程 <sup>*2</sup> （※2 授業概要（シラバス等）も含む） ・教員の氏名、職名、担当する教育内容 <sup>*3</sup> 及び専任又は兼任の別 （※3 担当科目ごとに記載） ・校舎の各室の用途、構造及び面積 ・機械、器具、標本及び図書の種類及び数 ・実習施設として利用しようとする施設の名称及び所在地 (2) 添付書類 ・寄付行為又は設置に関する条例 ・教員の履歴書 ・校舎の配置図及び平面図 (3) (1)、(2)を確認するために必要な書類 ・設置趣意書等 ・学則（教育内容及び履修方法が学則で確認できない場合は、履修規定等の書類も添付） ・教員（専・兼）の教育研究業績書 ・助手の履歴書 ・医師、管理栄養士の免許証の写し ・就任承諾書 ・臨地実習施設の承諾書 ・管理栄養士養成施設 教員・助手配置状況（様式1）	(1) 施行規則第10条に規定する申請書 ・（養成施設の）名称及び所在地 ・指定を受けようとする年度 ・設置者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所） ・修業年限及び教育課程 <sup>*1</sup> （※1 授業概要（シラバス等）も含む） ・教員の氏名、職名、担当科目及び専任又は兼任の別 ・生徒の定員及び同時に授業を行う生徒の数 ・校舎の各室の用途、構造及び面積 ・機械、器具、標本及び図書の種類及び数 ・実習施設として利用しようとする施設の名称及び所在地 (2) 添付書類 ・設置者の履歴書（法人にあっては、定款、寄付行為又は条例） ・教員の履歴書 ・校地及び校舎の配置図並びに校舎の平面図 (3) (1)、(2)を確認するために必要な書類 ・設置趣意書等 ・学則（教育内容及び履修方法が学則で確認できない場合は、履修規定等の書類も添付） ・教員（専・兼）の教育研究業績書 ・助手の履歴書 ・医師、管理栄養士の免許証の写し ・就任承諾書 ・臨地実習施設の承諾書	(1) 申請書（記載事項） ○：学生の定員の変更承認申請書に記載する事項 ・（養成施設の）名称 <sup>*2</sup> ・（養成施設の）所在地 ・設置者の氏名（法人にあっては、設置者の名称） ・変更事項（1の①～④の該当事項） ・変更予定年月日 ・変更理由 ・変更内容（新旧対照表、授業概要等。具体的に記入） 特に、科目を削除する場合は、削除してもそれぞれの教育内容ごとの教育目標を修得できるかの説明を記載すること ○ 変更前及び変更後における定員及び学級数 ○ 変更後の教員の氏名、担当科目及び1週間当たり担当授業時間数並びに専任又は兼任の別 ○ 変更後の建物及び設備の状況 I：管理栄養士養成施設が使用する専用及び共用の施設を示した平面図、各室の用途 II：栄養教育実習室、臨床栄養実習室、給食経営管理実習室に備えるべき備品の一覧 III：使用する建物・設備に変更がない旨（定員減・適宜） ・その他（変更内容の適用年次、在学生への適用など） (2) (1)を確認するために必要な書類 ・学則（教育内容及び履修方法が学則で確認できない場合は、履修規定等の書類も添付） ○ 時間割 ○ 実習施設の受入承諾書（必要に応じて） ※2 養成施設の名称変更を伴う内容変更承認申請については、現名称にて申請をする。なお、名称変更があったときは、1ヶ月以内にその旨を届け出ること。

# 管理栄養士養成施設の指定、内容変更承認等について 2

平成30年4月版

区 分	変 更 の 届 出	員 数 の 届 出	廃 止 の 届 出
1 内 容	(学校) ① 学校の名称及び所在地 ② 設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名  (学校以外の施設) ① (養成施設の) 名称及び所在地 ② 設置者の氏名及び住所、(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所)	① 前年度卒業者の員数 ② 学生又は生徒の現在員数	廃止届出
2 根拠法令	令第14条 (学校) 指定規則第5条、(学校以外の施設) 施行規則第13条	令第13条	令第15条
3 手 続 き	都道府県知事は必要な意見を付し厚生労働大臣に提出 (学校にあっては文部科学大臣へも提出)	都道府県知事は必要な意見を付し厚生労働大臣に提出 (学校にあっては文部科学大臣へも提出)	都道府県知事は必要な意見を付し厚生労働大臣に提出 (学校にあっては文部科学大臣へも提出)
4 提出期限	変更があった時から1月以内	7月末日まで	廃止後すみやかに
5 記載事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(養成施設の) 名称</li> <li>・設置者の氏名 (法人にあっては、設置者の名称)</li> <li>・変更事項 (1の①、②の該当事項)</li> <li>・変更時期</li> <li>・変更理由</li> <li>・変更内容 (新旧対照表等。具体的に記入)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(養成施設の) 名称</li> <li>・設置者の氏名 (法人にあっては、設置者の名称)</li> <li>・届出事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(養成施設の) 名称</li> <li>・設置者の氏名 (法人にあっては、設置者の名称)</li> <li>・廃止理由</li> <li>・廃止年月日</li> <li>・在学中の学生又は生徒の処置</li> </ul>

主務大臣規定：栄養士法施行令第19条 → (学校) 厚生労働大臣及び文部科学大臣 (学校以外) 厚生労働大臣  
 権限の委任：栄養士法施行規則第20条の2第1項 → 厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する  
 法＝栄養士法 (昭和22年法律第245号)  
 令＝栄養士法施行令 (昭和28年政令第231号)  
 施行規則＝栄養士法施行規則 (昭和23年厚生省令第2号)  
 指定規則＝管理栄養士学校指定規則 (昭和41年文部・厚生省令第2号)

◎管理栄養士養成施設の指定等に関する権限は、地方厚生(支)局長に委任されているため、申請書及び届出の宛先は各地方厚生(支)局長宛とすること。